平成29年12月22日

資料４

広　域　防　災　局

関西広域連合の帰宅困難者対策の取組について

１　これまでの取組

1. 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

平成17年2月に関西広域連携協議会とコンビニ・外食事業者等との間で協定を締結し、全国で初めて関西から「災害時帰宅支援ステーション事業」を開始し、関西広域連合が事業を引き継ぎ、推進を図っている。

【事業概要】

大規模災害により交通が途絶したときに、協定を締結している事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援



また、各店舗には右記の災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを掲出し、広く住民の皆さんにこの取組を周知

1. 具体的な支援内容

水道水及びトイレの提供及び通行可能な道路等の情報の提供

1. 協力事業者　コンビニ事業者・外食事業者等　計２４社
2. 登録店舗数 合計１１，６４９店舗（平成29年2月末現在）
3. 関西防災・減災プランの策定

大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定しており、今年の１１月には総則編及び地震・津波災害対策編を改定したところである。

地震・津波災害対策編の中で、第３章の「災害への対応」の「２－７帰宅困難者への支援」（詳細は別添のとおり。）として、広域連合及び被災府県の対応を取りまとめているところである。

２　今後の取組

1. 今年度の予定

国、広域連合、構成府県、民間事業者等で構成する帰宅支援に関する協議会において、「関西広域連合の帰宅支援ガイドライン」及び「災害時外国人観光客対策ガイドライン」を今後策定する予定

1. 来年度の取組
2. 帰宅困難者訓練の実施

関係構成府県や政令市と連携し、帰宅支援に必要な情報収集や広域に跨がる帰宅困難者への情報提供などの手順を確認する図上訓練を実施し、関西防災・減災プランに定める帰宅困難者対策の実効性を確保

1. 帰宅困難者の円滑帰宅に向けた情報のあり方検討

帰宅困難者への帰宅ルート等の情報提供など、プランに定める帰宅困難者対策を関西全体で促進

【別添】関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）P59抜粋

2-7　帰宅困難者への支援

公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。

広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。

＜帰宅困難者への対応＞

|  |  |
| --- | --- |
|  | 発災　　　　１ｈ　　　　　　２４ｈ　　　　　　７２ｈ |
| 想定される外出者の行動 | * ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留   ○　安全な場所を求めて移動  ○　被害状況の確認・家族の安否確認  ○　徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達）  ○　帰宅 |
| 必要とされる対策 | * 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ   ○　滞留者を安全な場所へ誘導  ○　災害用伝言ダイヤル等の運用開始  ○　災害時帰宅支援ステーション協定事業者に支援依頼  ○　徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請  ○　帰宅支援 |

（1）被災府県の対応

* + - 1. メッセージの発出

被災府県は、帰宅困難者や観光客に対して、無理に帰宅をせず、落ち着いた対応を求めるメッセージの発出をホームページやプレスリリースを通じて行う。

1. 交通情報等の提供

被災府県は、交通情報等について、可能な範囲でホームページを通じて情報提供を行うよう努める。

1. 災害時帰宅支援ステーションの展開

被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づき、帰宅支援ステーション協定事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

1. ホテル・旅館業者等に対する観光客への情報提供の要請等

被災府県は、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受け入れを要請する。

　また、被災府県は、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

(2) 広域連合の対応

広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。